

議案第 79 号

松阪市飯高地域資源活用交流施設条例の一部改正について

松阪市飯高地域資源活用交流施設条例（平成 17 年松阪市条例第 196 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 16 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市飯高地域資源活用交流施設条例の一部を改正する条例

松阪市飯高地域資源活用交流施設条例（平成 17 年松阪市条例第 196 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条ただし書を次のように改める。

ただし、RVパークの開設時間については、別表に定めるとおりとする。

第 6 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開設時間を変更することができる。

第 10 条中「特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長が定める基準により」を「次の各号のいずれかに該当するときは、該当各号に定めるところにより、」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の設置目的に沿った事業を行うとき 全額免除
- (3) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために利用するとき 全額免除
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は 5 割減額

別表中「

施設の名称	利用料金		
	区分	1 人 1 回につき	摘要
飯高の湯	一般	660 円	中学生以上
	こども	330 円	小学生以下

	高齢者	440 円	65 歳以上
	幼児	無料	3 歳以下
	回数券	5,500 円	10 枚綴
味楽工房	一般・こども	2,200 円以内	一般 16 歳以上

」を「

区分		利用料金	摘要
飯高の湯 (入湯料)	1回	880円	
	10回 (回数券)	7,260円	
味楽工房		3,300円	1人1回
R Vパーク	駐車場 (宿泊利用)	3,300円 (1区画)	車両1台1泊 (午後3時から翌日午前10時まで)
	電源設備 (宿泊利用)	200円/時間 (1基)	

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金の減免及び利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金の減免及び利用料金についてはなお従前の例による。